



宮 崎 県 公 報

令和5年1月23日(月曜日) 第375号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1
- と畜場法施行令第9条の検印に使用すると畜場番号の設定…………… (衛生管理課) 1

頁

公 告

- 保安林の指定…………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について…………… (“) 2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 2
- 公共測量の実施の通知 (2件) …………… (管理課) 2

告 示

宮崎県告示第59号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和5年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290456	訪問看護ステーションおうち生活応援団 都城事業所	宮崎県都城市中原町1街区10号2F	合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町一武2609番地2	令和4年12月1日	訪問看護

宮崎県告示第60号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和5年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290456	訪問看護ステーションおうち生活応援団 都城事業所	宮崎県都城市中原町1街区10号2F	合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町一武2609番地2	令和4年12月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第61号

と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第9条の検印に使用すると畜場番号を次のように定める。

なお、と畜場法施行令第9条の検印に使用すると畜場番号の設定(令和2年宮崎県告示第246号)は、廃止する。

令和5年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

番号	名称	所在地	区別
1	(株)ミヤチク都農工場	児湯郡都農町大字川北15530番地	一般と畜場
2	都城ウエルネスミート(株)	都城市平江町36号2番地	一般と畜場
3	延岡市食肉センター	延岡市塩浜町2丁目	一般と畜場

		2052番地 1	
5	サンキョーミート（株）霧島ミートプラント	小林市大字細野2523番地	一般と畜場
6	（株）丸正フーズ	えびの市大字大河平4633番地	一般と畜場
7	（株）ミヤチク高崎工場	都城市高崎町大牟田4268番地 1	一般と畜場
11	南日本ハム（株）	日向市大字財光寺1193番地	一般と畜場
13	宮崎県簡易と畜場（川南支場）	児湯郡川南町大字川南 21986番地	簡易と畜場

宮崎県告示第62号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 5 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字大丸8642
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第63号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和 4 年宮崎県告示第 859号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 5 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - 三股町役場
 - 政野泰男
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 859号によること。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という

。）第 8 条第 1 項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - （仮称）ダイレックス日南店
 - 日南市中央通 2 丁目 8 番 8
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 - 法第 5 条第 1 項の規定による届出
 - 大規模小売店舗の新設
 - 令和 4 年 12 月 8 日
- 3 意見の概要
 - 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
 - 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
 - 令和 5 年 1 月 23 日から令和 5 年 2 月 24 日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
 - 公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
 - 宮崎県都城市梅北町
- 3 作業期間
 - 令和 5 年 1 月 10 日から令和 5 年 2 月 28 日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
 - 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
 - 宮崎県都城市梅北町
- 3 作業期間
 - 令和 5 年 1 月 12 日から令和 5 年 3 月 3 日まで